

医療情報取得加算 について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得し活用することによって、質の高い医療の提供に努めています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数(医療情報取得加算)を算定します。

	マイナ保険証の利用 (情報取得に同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	2点

正確な情報を取得し活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。